

伊丹市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

都市公園の新設に伴うため。

伊丹市都市公園条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第 号）

伊丹市都市公園条例（昭和４３年伊丹市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

奥畑緑地	〃 奥畑３丁目地内
------	-----------

」

を

「

奥畑緑地	〃 奥畑３丁目地内
今池緑地	〃 千僧１丁目地内

」

に改める。

付 則

この条例は，令和３年７月３１日から施行する。